

第20回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年11月29日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 |
| 4番 成田 俊英委員 | 5番 大坂 博文委員 | 6番 金子 靖委員 |
| 7番 村上 正人委員 | 8番 佐藤 裕司委員 | 9番 稲場 洋二委員 |
| 10番 細川 裕委員 | 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 |
| 13番 松下 裕幸委員 | 14番 菊池 利治委員 | 15番 熊坂 隆雄委員 |
| 17番 野澤 勲委員 | 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 |
| 20番 清水 幸治委員 | 21番 浅野 徳昭委員 | |
- (以上 20名)
4. 欠席委員 16番 田井 克廣委員
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹
農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 20番 清水 幸治委員
21番 浅野 徳昭委員
6. 議事日程 会期決定について 令和元年 11月 29日 (1日)
- 報告第44号 現況証明願について (市街化区域)
報告第45号 国有財産転用借受申込書の進達について
(継続審査中)
議案第81号 現況証明願について
議案第98号 現況証明願について
議案第99号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第102号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第103号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第20回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は20名です。議事録署名人に20番、清水幸治委員、21番、浅野徳昭委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日11月29日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
報告第44号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第44号「現況証明願」について報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑になっております[]の一筆、[]㎡の土地について、所有者である[]氏より現況証明願があり、10月23日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、10月30日に会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が10ページから12ページにございます。

公簿地目が牧場になっております[]の一筆、[]㎡の土地について、所有者である[]氏より現況証明願があり、10月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、10月30日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。

公簿地目が畑になっております[]、の一筆、[]㎡の土地について、所有者の[]の代理人である、[]氏から現況証明願があり、11月15日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、11月19日、会長専決により

証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第44号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第45号「国有財産転用借受申込書の進達」について報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書13ページにございます、報告第45号「国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

国有農地を借受するためには、農地法関係事務に係る処理基準で定めるところにより、借受申込書に農業委員会の意見書を添付し、北海道知事に進達することになっております。

議案書14ページの表の1番ですが、資料が15ページから28ページにございます。

北海道が管理する国有農地、 、他12筆、合計 ㎡について、釧路市より下水道施設の維持管理用地として借受するため、11月14日に申込書の提出がありましたので、11月20日、会長専決により北海道知事宛に意見書を付して進達致しました。

以上、1件の「国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「国有財産転用借受申込書の進達」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

委員
野澤委員

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

第16回総会において継続審査となった、議案第81号「現況証明願」についての2番について、事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の29ページにございます、継続審査中の議案第81号「現況証明願」について報告致します。

議案書30ページの表の2番は、資料が31ページと32ページにございます。

前回の総会でもお話がありました 氏より現況証明願があった件でございます。

10月16日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で協議をした結果、農業振興地域整備計画における農用地区域の変更や国営事業計画のあり方について、なお慎重に審議する必要性から、さらに継続して審査すべきものと致しました。

議長
野村会長

以上、継続審査中の「現況証明願」についてご報告致します。

それでは、継続審査中の「現況証明願」の2番について審議致しますが、事務局より、さらに継続して審査すべきものとの報告がありました。

つきましては、本件を引き続き「継続審査」といたしますが、これにご異議ございますか。

委員
委員一同

異議なし

議長
野村会長

ご異議なしと認めますので、本件を「継続審査」といたします。
次に、議案第98号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の33ページにございます、議案第98号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書34ページの表の1番は、資料が35ページと36ページにございます。

公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、他1筆、合計 XXXXXX㎡の土地について、所有者である XXXXXXXXXX 氏より現況証明願がございました。

11月15日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の XXXXXXXXXX は建築済地、XXXXXXXXXX は雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番ですが、資料は37ページと38ページにございます。

公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、他1筆、合計 XXXXXX㎡の土地について、所有者の XXXXXXXXXX 氏の代理人である XXXXXXXXXX から現況証明願がございました。

11月15日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、2筆とも農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がりましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員から報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第98号「現況証明願」の1番について調査報告をいたします。

願い出のありました XXXXXXXXXX、他1筆は、XXXXXXXXXX 氏が所有する、公簿地目が畑で、農振農用地の市街化調整区域にある、合計 XXXXXX㎡の土地であります。

令和元年11月15日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、どちらの土地も農地採草放牧地以外、利用状況は XXXXXXXXXX は建築済地、XXXXXXXXXX は雑種地であることを確認しました。

以上、調査報告しますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

した。

いずれも合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、菊池利治委員が議事参与の制限にあたりますので、菊池利治委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

議長

野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第99号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第99号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

退室されている菊池利治委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長

野村会長

1番は原案のとおり決定致しました。

それでは次に、議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の44ページでございます、議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書45ページの表の1番は、資料が47ページから48ページでございます。

氏が所有する、
、の一筆、
㎡の農用地について、
氏に、使用貸借を行うものであります。

次に、議案書45ページの表の2番は、資料が49ページから50ページにございます。

議長
野村会長

氏が所有する、
、他1筆、合計
㎡の農用地について、
に、年間
円で貸借を行うものであります。

議案書46ページの表の3番は、資料が51ページから52ページにございます。

委員
委員一同

氏が所有する、
、他3筆、合計
㎡の農用地について、
に
円で売買を行うものであります。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員から報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、報告をいたします。

申請の内容は、
氏が所有する、
、面積が
㎡の農地について、子供である
氏に経営移譲のため使用貸借を行うものです。

令和元年11月15日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願いします。

委員
稲場委員

議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち2番について、調査報告を致します。

2番の申請の内容は、
氏が所有する
他1筆、
合計
㎡の農用地について、
に年間
円で貸借を行うものであります。

令和元年11月15日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の村上正人委員から報告をお願いします。

促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書62ページの表の1番は、資料が63ページから66ページでございます。

が所有する、他5筆、合計㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番は、資料が67ページと68ページでございます。

が所有する、他1筆、合計㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番は、資料が67ページと69ページでございます。

が所有する、の一筆、㎡の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、3番につきましては、山崎隆史委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番と2番を一括して審議した後に、3番を審議致します。

それでは、1番と2番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第102号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第102号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番については原案のとおり決定致します。

次に、3番を審議致しますので、山崎隆史委員は退室をお願い致します。

(山崎委員退室)

議長

野村会長

それでは、3番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第102号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第102号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番については、原案のとおり決定致します。

退室されている山崎隆史委員は入室して下さい。

(山崎委員入室)

議長
野村会長

3番は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第103号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書70ページでございます、議案第103号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、1件の意見聴取がございました。

議案書71ページの表の1番は、資料が72ページと73ページでございます。

事業主体である[]が所有する[]、他3筆、合計[]㎡について、太陽光発電所建設用地への転用による土地売払いのため、農用地区域より除外し、用途区分を農地から農地以外に変更するものです。

なお、本件については、11月15日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員3名で協議を実施しております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番について、協議の結果を委員長稲場洋二委員から報告願います。

委員
稲場委員

議案第103号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等」について、協議の結果を報告致します。

本件は、農業振興地域整備計画ではいずれも農地とされている、
の4筆、合計 m²の土地について、
事業主体である より太陽光発電所建設事業のため、農業振興地域内の
農用地区域から除外すべく、農用地利用計画の変更申請があったものです。

令和元年11月15日、阿寒地区農業委員5名及び事務局3名で協議をした結果、
本計画変更に異存はないが、現地は森林の様相を呈し起伏があるため、農地とする
には開墾、客土など、多大な労力と費用が必要となる。

よって、農地に復元することは困難なものと判断する。と、付記すべきものとなり
ました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等
に係る意見聴取」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第103号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の
変更等」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第103号「農業振興地域の整備に関する法律による
農業振興地域整備計画の変更等」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませ
んか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 11月 29日

議長 野村 照 明

署名委員 清水 幸治

署名委員 浅野 徳昭